

平成27年度 温暖化防止うらやす 総会議事報告

1.日時 平成27年4月16日 16:30～18:00

2.場所 日の出公民館

3.総会次第

1) 代表挨拶 川島代表

2) 議長選出 議長：島野圭司さん
会員 17名 出席者 14名 総会成立を確認した後、議事を進行

3) 議事

第1号議案 平成26年度事業報告 川島代表

環境問題研究会（分科会）の進捗状況を各研究会より報告の後、承認

第2号議案 平成26年度会計報告及び監査報告 倉光会計担当 高橋監査

承認

第3号議案 平成27年度事業計画（案） 川島代表より説明後承認

第4号議案 平成27年度予算（案） 川島代表より説明後 承認

第5号議案 その他
役員選任

川島代表より説明後 承認

その他

3月度例会で検討された環境家計簿の6か月間集計用紙を配布・説明
4月より6か月会員が記入し課題をつかむこととした。

4) 閉会

閉会后 新浦安にて懇親会を実施

代表挨拶

地球環境はこのままでは取り返しがつかないことになっていくことが分かってきました。自分たちの作ったツケを子や孫に回さないために、それぞれが自分のできることをやっていくことが大切です。

温暖化防止うらやすは『浦安市地域における地球温暖化防止活動に関し、地方自治体、各種団体、企業、市民などとの連携により、その推進と普及を図る』という会の目的を実現するために、千葉県温暖化防止推進員を中心に広く環境保全活動に関心ある浦安市民が会員となって活動を行ってきました。

26年7月例会において、大村代表が事情により期中退会を申し出られ、9月度定例会において副代表の川島謙治が代表に就任しました。同時に今後の運営を円滑に行うために、会員意見集約に基づき、以下の会運営細目を追加しました。

- ・活動を『温暖化防止をはじめとする地域における環境問題をテーマに活動』とする。
- ・『ゆるやかな運営』を基本とし運営し、会員は会の活動に参加する。

第1号議案 平成26年度事業報告

定例会

定例会で、会の運営基盤を固め運営検討と情報交換を行うために定例会を開催。 計8回
4月3日、5月1日、6月5日、7月3日、9月18日、11月20日、1月15日、3月5日

環境問題研究会（分科会）

各環境問題研究会（分科会）のテーマと進捗状況

テーマ	活動進捗
学習ツールの作成	小学校向け： フードマイレージ 樹木の酸素固定 公民館向け：環境マップ、市内で“生きもの見つけ” 最終完成版に向け検討中
自動車のEV・PHV化推進	進捗なく、取り下げ
他団体とのコラボレーションで 創造される温暖化対策	
浦安の温暖化評価	過去の浦安の気温変化を、他地点のデータより推計
環境家計簿の普及	試作版は集計項目が詳細であったため、進展せず。 環境省他が提供している簡易版をベースに展開に変更。

イベント出展

浦安市の主催する以下のイベント等に参加し市民に対する地球温暖化防止をテーマに啓発を実施。

6月22日 浦安市環境フェア

- ・手回し電動カーレースの展示
- ・省エネ取り組みをシールで確認

11月12日 浦安市民活動フェスティバル

- ・簡易診断で『自分にあった環境行動から始めよう』
- ・省エネ取り組みをシールで確認

ホームページの開設

会活動の活性化のために、会員間の情報共有と会の活動成果を発信する基盤が誕生

第2号議案 平成26年度会計報告及び監査報告

1. 活動計算書(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(単位:円)

	予算額(A)	決算額(B)	増減(B-A)	摘要
経常収益				
受取会費(年)	21,000	17,000	4,000	@1,000 x 17名
資料収入	6,000		6,000	
その他収益		3	3	預金利息
合計	27,000	17,003	9,997	
経常費用				
賃借料	5,520	2,810	2,710	公民館使用予算6回 実績4回支払い
消耗品費	8,000	5,238	2,762	環境フェア(6月)¥3,051、市民活動(10月)¥2,187
印刷費	8,000	0	8,000	
運送費	1,500	2,408	908	市民活動(10月)資料送付代
合計	23,020	10,456	12,564	
当期正味財産増減額	3,980	6,547	2,567	
前期繰越正味財産額	16,661	16,661	0	
次期繰越正味財産額	20,641	23,208	2,567	

2. 貸借対照表(平成27年3月31日当期末:平成26年3月31日前期末)

(単位:円)

	当期末(A)	前期末(B)	増減(A-B)		当期末(A)	前期末(B)	増減(A-B)
資産の部				負債の部			
現金	1,741	5,197	3,456				
普通預金	21,467	11,464	10,003				
				正味資産の部			
				前期繰越正味資産	16,661	3,577	13,084
				当期正味資産増減額	6,547	13,084	6,537
資産合計	23,208	16,661	6,547	負債・正味資産合計	23,208	16,661	6,547

会計担当:倉光幸司

会計監査報告書

平成 26 年度「温暖化防止うらやす」の決算にあたり、会計監査を実施した結果、諸帳簿並びに現金、預金の収支は適正に処理されており、計数的な過りは認められなかったので、「温暖化防止うらやす」会則第 6 条 5 項に基づき適正でありましたことを報告します。

平成 27 年 4 月 6 日

監事：高橋孝雄

第 3 号議案 平成 27 年度事業計画

【活動計画】

定例会

活動の基盤として定例会で活動等の報告・情報交換により活動の進捗確認を行う。

環境問題研究会（分科会）活動

- ・ 会員は、原則として「環境問題研究会」(分科会)に加入する（複数以上への加入も可）
- ・ 会員の例会への参加および新規テーマは随時受付
- ・ テーマは 温暖化防止、 広義の環境課題のいずれも可とし、会員の提案を賛同者と共同で活動し、結果を定例会で報告する。分科会の新テーマの提案や、分科会会員登録は、定例会での報告により、会として状況・進捗把握を行う。
- ・ 例会で決議の後、会全体で分科会テーマ活動への参加を行う。
例) 環境家計簿の推進、桜の開花日観察・・・

「環境問題研究会」(分科会)のテーマ

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

テーマ	今年度の目標
学習ツールの作成	小学校向け、公民館向け環境学習プログラム等の完成と、採用に向け関係機関に働きかけを行う。
他団体とのコラボレーションで創造される温暖化対策	
浦安の温暖化評価	浦安の生物暦（さくらの開花・満開観察・・・
環境家計簿の普及	会員実施で課題発見と解決をはかり、市民への提案普及を目指す

イベントへの参加

浦安市環境フェア・市民活動フェスティバル等への参加を通じ、市民への地球温暖化啓発を行う。

ホームページの充実による、会員間の情報共有化及び市民への情報発信を行う

会員および環境問題研究会（分科会）は、情報共有化・発信の充実のため『WEB管理規定』を順守し、ホームページの充実のため情報提供を行う

運営管理者：大西・川島・広田

その他

- ・千葉県温暖化防止推進員活動や千葉県温暖化防止推進活動に参加する。
- ・浦安市環境関連部門、市内の環境保全に取り組む機関・団体と協働し市民啓発を行う。
- ・その他、会の目的を達成するための活動を行う。

第4号議案 平成27年度予算（案）

平成27年度予算（案）（平成27年2月1日～平成28年3月31日）（単位：円）

	予算額	摘要
収入		
受取会費（年）	20,000	@1,000×20名
資料収入	6,000	講習会弁済代
その他収益		
収入合計	26,000	
支出		
賃借料	3,680	@920×4回
消耗品費	8,000	イベント出展2回
印刷費	8,000	講習会資料印刷
運送費	2,500	前期並み
支出合計	22,180	
当期増減金額	3,820	
前期繰越金	16,661	
次期繰越金	20,481	

第5号議案 その他

役員選任の件

平成27年度役員

代表 川島 謙治

副代表 島野 圭司

事務局長 広田 由紀江

会計担当 市坪 宏

監事 高橋 孝雄

27年度スケジュール(案) 開催月の原則第3木曜日

	例会	イベント	環境問題研究会(分科会)
4月16日(木)	例会 A 16:30~18:00	27年度総会・懇親会	テーマ毎に随時を開催し 例会で成果報告。
5月			
6月18日(木)	例会 B 15:00~17:00	6/28 環境フェア	
7月			
8月			
9月17日(木)	例会 A 16:00~18:00		
10月		市民活動フェスティバル	
11月19日(木)	例会 B 15:00~17:00		
12月			
1月14日(木)	例会 A 16:00~18:00	新年会	
2月			
3月17日	例会 B 15:00~17:00		

平成26年度 温暖化防止うらやす 総会資料

1.日時 平成26年5月1日 18:00～

2.場所 日の出公民館

3.総会次第

1)代表挨拶

2)議長選出

議長：川島副代表

3)議事

第1号議案 平成25年度事業報告

大村代表

第2号議案 平成25年度会計報告及び監査報告

倉光さん

第3号議案 平成26年度事業計画(案)

大村代表

第4号議案 平成26年度予算(案)

倉光さん

第5号議案 その他

役員選任 昨年度と同じ顔ぶれで行う。

会則及び会計規定改正の件

第16条 変更

「尚、2か年にわたって未納入の者は、退会したものとみなす」

「尚、2か年にわたって未納入の者は、事情により休会することができる」

第18条 変更

「総会の決裁」 「総会の決議」

その他

4)閉会

閉会后、新浦安にて懇親会を行った。

第1号議案 平成25年度事業報告

定例会

会の運営基盤を固め、会員相互での会の運営検討と情報交換を行うために定例会を開催。

開催日：5月2日、6月6日、7月4日、8月1日、9月5日、10月3日、11月7日、
12月5日、1月16日、2月6日、3月6日、4月3日 計12回

分科会活動

会として活発な活動を展開していくために、分科会活動を行っている。

- ・学習ツールの作成（川島、島野、杉村、林、広田）
- ・自動車（EV・PHV化）倉光、種本、市坪、（服部）
- ・他団体とのコラボレーションで創造される温暖化対策
鉄鋼団地のグリーン対策 佐藤、種本、川島
- ・浦安の温暖化 大西、大村、島野、川島、杉岡
- ・温暖化と稲作について－江澤 賛同者募集！！

イベント出展参加

浦安市の主催する以下のイベントの参加し市民に対する地球温暖化防止に対する啓発を実施。

4月27日、28日 浦安市環境フェア
10月27日 浦安市民活動フェスティバル

環境講演会の実施

- ・地球温暖化講演会への協力（うらやす市民大学主催）1/25（土）、2/22（土）
2/22は、2/8分も実施
- ・国立環境研究所&産業技術総合研究所「筑波学園都市」見学会 1/21（火）
（うらやす市民大学との共催）

委員等

- ・千葉県温暖化防止活動関連団体調整会議への参加（大村）
- ・市民活動センターフェスティバル実行委員長（川島）

その他

- ・ストップ地球温暖化千葉推進会議「うらやす市民環境講座」への協力 10/26（土）
事例発表（2題）の用意をしていたが、台風の影響で中止。
- ・千葉県温暖化防止活動関連団体調整会議の報告（大村）

第2号議案 平成25年度会計報告及び監査報告

1. 活動計算書(平成25年4月1日~平成26年3月31日)

(単位:円)

	予算額(A)	決算額(B)	増減(A-B)	摘要
経常収益				
受取会費(年)	17,000	17,000	0	@1,000 x 17名
資料収入	6,000		6,000	
その他収益		5,000	5,000	当団体紹介謝礼----千葉県環境財団より(大村代表)
合計	23,000	22,000	1,000	
経常費用				
賃借料	7,440	3,730	3,710	公民館使用予算12回 実績5回、青少年会館使用無料
消耗品費	8,000	3,646	4,354	環境フェア(4月)¥1,852、市民活動(10月)¥1,794
印刷費	8,000	60	7,940	E Vアンケート用紙150枚印刷¥60
運送費		1,480	1,480	市民活動(10月)展示教材返送料
合計	24,440	8,916	15,524	
当期正味財産増減額	1,440	13,084	14,524	
前期繰越正味財産額	3,577	3,577	0	
次期繰越正味財産額	2,137	16,661	14,524	

2. 貸借対照表(平成26年3月31日当期末:平成25年3月31日前期末)

(単位:円)

	当期末(A)	前期末(B)	増減(A-B)		当期末(A)	前期末(B)	増減(A-B)
資産の部				負債の部			
現金	5,197	113	5,084				
普通預金	11,464	3,464	8,000				
				正味資産の部			
				前期繰越正味資産	3,577	3,884	307
				当期正味資産増減額	13,084	307	13,391
資産合計	16,661	3,577	13,084	負債・正味資産合計	16,661	3,577	13,084

会計担当:倉光幸司

会計監査報告書

平成 25 年度「温暖化防止うらやす」の決算にあたり、会計監査を実施した結果、諸帳簿並びに現金、預金の収支は適正に処理されており、計数的な過りは認められなかったので、「温暖化防止うらやす」会則第 6 条 5 項に基づき適正でありましたことを報告します。

平成 26 年 4 月 27 日

監事：高橋孝雄

第 3 号議案 平成 26 年度事業計画

地球温暖化防止を推進するため、ゆるやかな連携を通じさらなる会の充実を図るため以下の活動を行う。

定例会

会の活動の基盤として定例会において会員相互の意見・情報交換及び分科会の活動報告・進捗状況の確認を行う。

分科会活動

地球温暖化防止推進の為、具体的なテーマを持って分科会活動を行う。分科会の進捗状況は定例会にて随時報告を行い、必要に応じ会全体として分科会活動への支援・参加を行う。

分科会の新テーマの提案や、分科会への参加・辞退は、定例会で随時報告し会として状況把握を行うものとする。

イベントへの参加

浦安市環境フェア・市民活動フェスティバル等への参加を通じ、市民への地球温暖化啓発と会員相互の連携の強化を行う。

その他

市民大学などとの連携をさぐる。

第 4 号議案 平成 26 年度予算（案）

平成 26 年度予算（案）

（単位：円）

	予算額	摘要
経常収益		
受取会費（年）	21,000	@1,000×21名
資料収入	6,000	講習会テキスト代
その他収益		
合計	27,000	
経常費用		
賃借料	5,520	@920×6回
消耗品費	8,000	出店イベント2回×@4,000
印刷費	8,000	講習会資料印刷
運送費	1,500	前期並み
合計	23,020	

当期正味財産増減額	3,980	
-----------	-------	--

(参考)

平成25年度活動計算書の活動別説明

1. 受取会費(年)---17名

服部、広田、小川、種本、大村、大西、倉光、杉村、川島、島野、高橋、佐藤---12名継続
会員

團、江澤、市坪、杉岡、林---5名新入会員

横山、久保、後藤、大高---4名休眠会員

2. イベント別費用

環境フェア出店(4月27日、28日)---市役所前

内容:手回し発電機電気自動車レース、“省エネ”意識ラベル貼り、EVアンケート

費用:消耗品費¥1,852(幟1本¥474、テープ¥282、PM¥1,096)印刷費¥60

市民活動フェスティバル(10月27日)---イトーヨーカドー内

内容:“省エネ”意識ラベル貼り、“エコワット・省エネナビ”貸出しPR、国別CO2体験
クイズ

費用:消耗品費¥1,794(カーシール¥315、両面・養生テープ¥1,164、PM¥315)

運送費¥1,480(千葉県環境財団へ展示教材返送料)

第5号議案 その他

役員選任の件

会則及び会計規定改正の件

「温暖化防止うらやす」会則（改定案）

（名称、事務局）

第1条 この会は、「温暖化防止うらやす」（以下、本会）と称し、事務局を事務局長宅におく。

（目的）

第2条 本会は、浦安市地域における地球温暖化防止活動に関し、地方自治体、各種団体、企業、市民などとの連携により、その推進と普及を図ることを目的とする。

（会員）

第3条 本会の会員は、第2条の目的に賛同する浦安市在住の千葉県温暖化防止活動推進員ならびに浦安市に在住する者で構成する。

第4条 入会または退会を希望する者は、事務局長に申し込むものとし、定例会の承認を得て、入退会を認める。

（役員）

第5条 本会に次の役員をおく。

1. 代表 1名
2. 副代表 1～2名（兼務可）
3. 事務局長 1名（兼務可）
4. 会計担当 1名（兼務可）
5. 監事 1名
6. 特別職（随時若干名）

第6条 役員は、次の職務を担当する。

1. 代表は、会務を統括し、本会を代表する。
2. 副代表は、代表を補佐し、代表不在時はその職務を代行する。
3. 事務局長は、本会に関する事務全般を行う。
4. 会計担当は、本会に関する会計事務全般を行う。
5. 監事は、会の業務および財産の状況を監査する。
6. 特別職は、必要時に顧問等として有識者に依頼するものであり、本会の目的達成のために補助、助言する。

第7条 役員は、総会により任免される。

第8条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

（活動）

第9条 本会は、第2条の目的達成のために、以下の活動を行う。

1. 浦安市民としての地球温暖化防止活動
2. 地球温暖化防止についての啓発、自己研修、調査、および研究
3. 市民、市民団体、企業、行政などに対する提案、提言

- 4．学習会、講師派遣、出前講座、および展示等の実践活動
- 5．目的達成に関する広報活動
- 6．その他、目的達成に必要な活動

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(総会)

第11条 本会の最高意思決定機関である「総会」は、年1回代表の招集により、会計年度終了後2ヵ月以内
に開催し、次の事項を審議、決定する。

- 1．事業計画および予算
- 2．事業報告、決算および会計監査報告
- 3．役員を選任および解任
- 4．その他、会の運営に関する重要事項

第12条 総会は、会員の過半数の出席で成立し、同数のときは議長の決するところとする。

やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、(電子メールを含む)委任状を提出することができる。委任状提出会員は、総会に出席したものとみなす。

(定例会)

第13条 全会員で構成する定例会は、原則として1ヵ月に1回開催する。本会の運営にかかる諸事項は
すべて、あらかじめ、定例会の検討、審議を経るものとする。

第14条 定例会における議決事項は、次にかかげる事項とし、議事は出席会員の過半数をもって決し、
賛否同数の場合は議長の決するところとする。

- 1．あらかじめ通知した事項
- 2．会員による(電子メールを含む)提案事項

(会費等)

第15条 本会を運営するための経費は、会費、およびその他の収入をもって充てる。

第16条 本会の会費は、年会費1,000円とし、原則として各年の4月末日までに納入するものとする。

本会を運営するための経費に不足が生じる場合は、総会、定例会で検討、審議を経て、臨時に会費
を徴収することを決定する。

~~尚、2ヵ年にわたって未納入の者は、退会したものとみなす。~~

(会計規程)

第17条 本会の会計は、別途定めた「温暖化防止うらやす」会計規程を適用する。

(規定の改廃)

第18条 この規定を改廃する場合は、事務局長の提案に基づいて総会の決裁を受けなければならない。

[付則]

(ア) 本会則の施行上必要となる細則は、定例会で決定する。

(イ) 平成19年7月3日施行

平成24年4月1日改正

平成25年5月2日改正

平成26年5月1日改正

「温暖化防止うらやす」会計規程（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、「温暖化防止うらやす」（以下、当団体）の会計処理に関する基準を定め、会計業務を迅速かつ正確に処理し、当団体の活動状態、財政状態を明らかにすること、透明性のある運営と今後の活動の向上に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 当団体の会計に関する事項は、会則に定めがある場合のほか、この規程を適用する。

（会計処理の原則）

第3条 正規の簿記の原則、真実性、明瞭性の原則、継続性の原則に則って処理する。

（会計年度）

第4条 会計年度は会則に定める活動年度にしたがい、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

（会計の区分）

第5条 補助金などの活動が発生した場合は合理的な基準でその活動を区分する。

（会計責任者）

第6条 会計責任者は会則にある会計担当とする。

（決算報告）

第7条 会計責任者は決算書類「活動計算書、貸借対照表、及び財産目録」を毎年度終了後速やかに提出し、期末より2ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

（監査報告）

第8条 監事は会計監査と業務監査を実施する。決算報告の際には監査報告を添付する。

（規定外事項）

第9条 この規程に定めがない事項については、事務局長及び会計担当において協議し、代表（副代表）の決裁を得て指示するものとする。

（規程の改廃）

第10条 この規程を改廃する場合は、事務局長の提案に基づいて総会、定例会の決裁を受けなければならない。

第2章 勘定科目及び帳簿組織

（勘定科目）

第11条 活動計算書及び貸借対照表に於ける勘定科目は別途に定める。

(会計帳簿)

第 12 条 主要会計帳簿は、現預金出納帳（仕訳帳含む）とする。補助簿は会員台帳とする。今後、固定資産台帳、物品台帳、寄付金台帳などを設けることがある。

(帳簿の更新)

第 13 条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

(帳簿の保存期間)

第 14 条 当団体は現在、法令による帳簿保存義務はないが、継続して保存するものとする。保存会計関係書類を処分するときは、総会、定例会で承認を得ることとする。

第 3 章 金銭出納

(会費の徴収)

第 15 条 会費は年 1 千円とし、原則として各年 4 月末日までに納入する。但し、臨時会費を徴収することがある。その際は、会計担当が定例会、総会にて理由説明の上、承認を得るものとする。

(金銭の範囲)

第 16 条 この規程で金銭とは、現金及び銀行預金「千葉銀行新浦安支店普通預金」をいう。

(出納責任者)

第 17 条 出納責任者は会計担当とする。

(出納責任者の交代)

第 18 条 交代した場合は、銀行口座の名義変更、キャッシュカードの変更をする。

(金銭の出納)

第 19 条 金銭の出納は当団体の定めた証憑類により会計担当が行い、証憑類のない入出金は一切行わない。会計担当が不在の場合は事務局長が代行する。

(金銭出納における証憑類)

第 20 条 金銭出納に関する証憑類は以下のものとする。

(1) 支払請求書、(2) 領収書 (3) その他事務局長が認めたもの

領収書などのない経費精算が生じた場合は、支払証明書、交通費精算書などを作成する。日時、支払先、目的、金額などを記載し、本人署名の上、提出する。

(必要経費の承認と支払い)

第 21 条 講師への謝金、什器備品の購入など臨時に費用が発生する場合は、原則事前届出とする。

(支払い承認者は代表、副代表とする。)

(小口現金と限度額)

第 22 条 会計担当は日々の小口支払いのために現金を保有することができる。その限度額は 1 万円とする。

(現金、銀行預金の実査)

第 23 条 会計担当は入出金の都度、現金出納帳と照合する。また、銀行預金は定期的に通帳記帳を行い、預金出納帳と照合する。

(監事による実査)

第 24 条 監事は現金及び銀行預金と現預金出納帳の照合をする。

(現預金の過不足)

第 25 条 会計担当は現預金に過不足が生じた場合は、速やかに定例会で報告、その処理を決定する。

第4章 固定資産、物品

(固定資産の範囲)

第26条 固定資産とは、耐用年数1年超で、かつ、取得価額が10万円以上の有形固定資産及びその他資産とする。

(物品の範囲)

第27条 物品とは、耐用年数が1年以上のもので、取得価額が10万円未満の消耗品をいう。

(固定資産、物品の購入と記帳)

第28条 固定資産、物品の購入に際しては、総会、定例会で承認を受けなければならない。

固定資産は固定資産台帳に記載、物品は固定資産に準じて物品台帳を設け、その記載を行わなければならない。

第5章 予算

(予算の目的)

第29条 予算は、各会計年度の活動計画を明確な計数的目標によって表示し、活動の円滑な運営を図ることを目的として、収支の合理的な規制を行うものとする。

(予算編成と承認)

第30条 予算は活動計画案に従って立案し、調整及び編成は代表、副代表、事務局長、会計担当で行う。予算は総会にて審議、承認される。

{ 附則 }

この規程は平成24年6月1日から施行する。(平成25年5月2日)

「温暖化防止うらやす」勘定科目一覧表(案)

会計規程第2章第11条に基づき、勘定科目を次の通りとする。

	勘定科目	内容
1. 貸借対照表		
資産の部		
流動資産	現金	手持ち小口現金
	普通預金	千葉銀行新浦安支店普通預金
	未収入金	
	前払金	
	前払費用	
	立替金	
	仮払金	
固定資産	什器備品	
負債の部		
流動負債	未払金	
	前受金	

預り金
仮受金

正味財産の部

正味財産

前期繰越正味財産
当期正味財産増減額

前期より繰り越された正味財産
当期に増加（減少）した正味財産

勘定科目

内容

2. 活動計算書

経常収益

受取会費（年）
受取会費（臨時）
受取補助金
受取助成金
受取寄付金
資料収入
受取利息
雑収入

年会費一人あたり1千円
都度徴収する会費
行政などから受取った補助金
行政、財団などから受取った助成金
資産受贈益を含む
講習資料代

経常費用

運送費
交通費
会議費
通信費
消耗品費
印刷費
賃借料
諸謝金
図書費
諸会費
研修費
保険料
光熱費
修繕費
減価償却費
雑費

コピー代、製本代
公民館など施設利用料金
講師等に対する謝礼金

当期正味財産増減額

経常収益

経常費用

前期繰越正味財産額

次期繰越正味財産額

勘定科目の設定：平成24年4月1日現在

役員選任の件

平成 26 年度役員

代表	大村 勝行
副代表	川島 謙治
事務局長	広田 由紀江
会計担当	倉光 幸司
監事	高橋 孝雄